

香川県ホームページ変動型広告事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、香川県ホームページにおける変動型広告事業（以下「事業」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 香川県ホームページ 香川県（以下「県」という。）が管理するホームページをいう。
- (2) 変動型広告 広告主側でコンテンツの文脈や指定のキーワードを解析して関連性の高い広告を任意にリンクの設定されたテキストや画像を表示するなどし、その広告へのクリックや商品が購入されるなどの成果に応じて報酬が支払われるものをいう。

(変動型広告の表示場所)

第3条 変動型広告（以下「広告」という。）は、県ホームページに表示するものとし、広告を表示する位置及び大きさは、別に定める。

(広告の対象範囲等)

第4条 県ホームページに広告を表示することができる範囲は、香川県広告事業実施要綱、香川県広告事業実施基準の規定を適用するものとする。なお、広告及びその広告主が指定したリンク先のホームページの内容についても同様とする。

(広告の種類、規格等)

第5条 広告について、次の各号に掲げる事項は、県が別に定める。

- (1) 広告の種類
- (2) 広告の規格
- (3) 広告の禁止表現
- (4) 広告の制限事項

(契約の締結)

第6条 変動型広告事業において広告を表示できる者（以下「広告取扱業者」という。）は、香川県ホームページ変動型広告事業に関する契約（以下「契約」という）を締結するものとする。

(広告表示の取消し)

第7条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに広告の表示を取り消すことができる。

- (1) 第4条又は第5条の規定に反すると判断したとき。
- (2) その他、広告事業を継続することが適切でないと知事が判断したとき。

(広告取扱業者の責務)

第8条 広告取扱業者は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他広告表示に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 広告取扱業者は、広告の表示により、第三者に損害を与えた場合は、広告取扱業者の責任及び負担において解決しなければならない。

(協議)

第9条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県と広告取扱業者双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、事業に関して必要な事項は、知事公室長が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年12月10日から施行する。